介護保険に関する事務に係る

「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）の概要について

１　意見募集の趣旨

特定個人情報保護評価は、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。また、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報ファイルに対して行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第１項の規定に基づく個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとする場合は、変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施することが求められています。

介護保険に関する事務につきましては、これまでに全項目評価書を作成・公表しておりましたが、令和９年１月頃に福岡市システム刷新計画(平成２７年３月総務企画局)に基づくシステム刷新の対応及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和三年法律第四十号)に基づく地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の一部対応のために、システムの全面的な入替えを予定しています。

このことに伴い、介護保険に関する事務で保有している特定個人情報ファイルに対して重要な変更を加えることから、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び市民の皆様の信頼を確保するため、評価書の変更案に対する意見募集を実施するものです。

２　評価書変更案の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| Ⅰ　基本情報 | ・介護保険に関する事務の内容について、基本的な情報を記載しています。  ・システム標準化に伴い「介護保険システム標準仕様書」の内容を踏まえて、事務の内容について、重要な変更を行っています。 |
| Ⅱ　特定個人情報  ファイルの概要 | ・介護保険事務において取扱う特定個人情報ファイルの内容と、その取扱いプロセスを記載しています。  ・システム刷新に伴い、委託事項等について重要な変更を行っています。 |
| Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 | ・介護保険事務における特定個人情報の取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載しています。  ・システム刷新に伴い、ユーザ認証の方法や、委託におけるその他のリスクに対する措置等について重要な変更を行っています。 |
| Ⅳ　その他のリスク対策  Ⅴ　開示請求、問合せ  Ⅵ　評価実施手続 | ・Ⅳ～Ⅵについては重要な変更を行っていません。  (一部、他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けたリスク対策の変更は行っています。) |

３　今後のスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 時期 |
| 令和７年７月７日～８月６日 | 住民意見聴取の実施 |
| 令和７年９月（予定） | 第三者点検 |
| 令和７年10月（予定） | 個人情報保護委員会への提出・公表 |